

実地指導における留意点編

# 令和3年度介護サービス事業所に対する集団指導

(居宅介護支援・介護予防支援)

令和3年10月

目黒区健康福祉計画課指導検査係

# 本編の内容

実地指導における留意点編では、居宅介護支援（介護予防支援）サービスの実地指導において指摘した内容について説明いたします。

## ○指導実績

## ○実地指導による指摘事項

- 趣旨及び基本方針
- 人員に関する基準
- 運営に関する基準
- 介護給付費の算定及び取扱い
- 業務管理体制の整備について



○文書指摘事項①（平成30年度～令和2年度）

項 目		指摘数
趣旨及び基本方針	基本方針	1
人 員	従業者の員数	1
	管理者	4
運 営	内容及び手続きの説明及び同意	10
	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	61
	管理者の責務	4
業務管理体制の整備		3
介護給付費の算定及び取扱い	運営基準減算	10
	特定事業所集中減算	3
	初回加算	3
	特定事業所加算（Ⅲ）	1
	入院時情報連携加算	5
	退院・退所加算	1
計		107

1事業所あたりの文書指摘数 3.6項目（107÷30事業所）

○文書指摘事項②（平成30年度～令和2年度）

指定居宅介護支援の具体的取扱方針に関する指摘事項の詳細

項目詳細	指摘数
課題分析の実施	10
居宅サービス計画原案の作成	11
サービス担当者会議等による専門的意見の聴取	7
居宅サービス計画の説明及び同意	2
居宅サービス計画の交付	2
モニタリングの実施	4
居宅サービス計画の変更の必要性についてのサービス担当者会議等による専門的意見の聴取	5
福祉用具貸与（特定福祉用具販売）の居宅サービス計画への反映	20
計	61

「福祉用具貸与の居宅サービス計画への反映」に関する指摘事項が最も多い。（実地指導における留意点編を参照）

## ○基本方針（区条例第6号第4条）

- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われているか。

### 【指摘事例】

- ・ミーティングにおいて特定の事業所へサービス移行を主導していると思われる記載があり、公正中立な介護支援の実施について懸念がある状況であった。については、貴事業所において介護支援の基本方針についての理解を深め、公正中立に居宅介護支援を行うこと。

介護保険制度においては、要介護者である利用者に対し、（中略）多様なサービス提供主体により総合的かつ効率的に提供されるよう、居宅介護支援を保険給付の対象として位置付けたものであり、その重要性に鑑み、保険給付率についても特に10割としているところである。【解釈通知 第2 1】

## ○管理者（区条例第6号第6条）

- ・事業者は、事業所ごとに常勤の管理者を置いているか。
- ・管理者は、専らその職務に従事するものであるか。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
  - (1) 当該事業所における介護支援専門員の職務に従事する場合
  - (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する事業所の管理に支障がない場合に限る。）

### 【指摘事例】

- ・常勤の管理者が1か月以上休職であり管理者が配置されていない状況であった。
- ・居宅介護支援事業所の管理者、介護支援専門員、同一敷地内の訪問介護事業所の訪問介護員として従事しており実態は3職兼務となっていた。

### 常勤換算方法により算定される従業者の休暇等の取扱い【14. 3. 28運営基準等に係るQ&A】

非常勤の従業者の休暇や出張（以下「休暇等」）の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めない。

なお、常勤の従業者（事業所において居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-(3)における勤務体制を定められている者をいう。）の休暇等の期間についてはその期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱うものとする。

## ○内容及び手続きの説明及び同意（目黒区条例第6号第7条）

- ・事業者は、指定居宅介護支援の提供開始前に、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ているか。

### 【指摘事例】

- ・重要事項説明書及び契約書について、利用者の同意を得ていなかった。

・重要事項説明書を交付し、説明した際には、利用申込者又はその家族が重要事項説明書の交付を受けたこと、及びその内容の説明を受けて内容に同意したことを確認できる旨の書面に、利用申込者又はその家族から署名又は記名・押印を得ることが望ましいです。

※ 電磁的方法については、「令和3年度介護報酬改定編」を参照してください。

※ 運営基準減算にあたる事項については、必ず説明・同意を得たことがわかるようにしておいてください。

## 【参考】

重要事項説明書は、「利用者がこのサービスを利用するに当たり、知りたいことや知っておくべき情報」を記載したものです。

### <重要事項説明書の記載内容>

#### □ 運営規程の概要

- ・ 事業の目的及び事業の運営方針
- ・ 従業者の職種・員数
- ・ 営業日・時間
- ・ 虐待の防止のための措置に関する事項（※）
- ・ 居宅介護支援の内容
- ・ 通常の実施地域など

#### □ 秘密の保持

#### □ 事故発生時の対応

#### □ 苦情処理の体制

- ・ 相談窓口の連絡先
- ・ 苦情処理の体制及び手順

《引用及び一部追加》東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課『居宅介護支援専門員業務の手引（改訂（3版））』2013

※令和6年3月末までは努力規定

- ・ 運営規程、重要事項説明書及び契約書の内容に一貫性があるようにしてください。
- ・ 営業日時、従業者の員数、居宅介護支援の内容に齟齬が見られることがあります。
- ・ 重要事項説明書の作成例を示します。（資料2-1・2-2）



## ○指定居宅介護支援の具体的取扱方針（目黒区条例第6号第16条）

### 【課題分析の実施】

- ・介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。

### 【居宅サービス計画原案の作成】

- ・利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しているか。

## ○指定居宅介護支援の具体的取扱方針（目黒区条例第6号第16条）

### 【指摘事例】

- ・アセスメントシートの項目は、課題分析標準項目（資料2-3参照）を満たしているものではなかった。
- ・アセスメントを行わずに居宅サービス計画が作成されている事例があった。
- ・アセスメントの結果からは、居宅サービス計画に位置付けられた内容が必要であるか確認できなかった。
- ・居宅サービス計画の記載が不十分であり、介護保険給付対象サービスであるか不明確だった。
- ・居宅サービス計画に福祉用具貸与〔歩行器〕が位置付けられているが、貴事業所のアセスメントの記録には、ADLの状況（寝返り自立、起上り自立、座位自立、立位自立、移乗自立、歩行自立と記載されており、福祉用具貸与が必要であるか記録からは読みとれなかった。

## ○指定居宅介護支援の具体的取扱方針（目黒区条例第6号第16条）

### □自己点検

#### 【アセスメント】

- アセスメントは、利用者の居宅を訪問して行います。利用者や家族に対して、面接の趣旨を説明し、理解を得ていますか。
- アセスメントは、個人的な考え方や手法で行わず、国の指定した標準項目を網羅しているアセスメントツールを活用するとともに、生活全体を見て、もれがないか確認していますか。
- 居宅サービス計画作成の根拠となることを意識してアセスメントを行っていますか。
- 利用者自身が自らの生活を定める主体であることを認識していますか。

#### 【居宅サービス計画原案の作成】

- 原案作成の段階で、利用者が意思表示しやすいように選択肢を提供していますか。
- 目標は明確になっていますか。
- 介護保険外のサービス、地域の社会資源も含めた生活全体を支える計画になっていますか。
- 専門用語など使用せず利用者や家族が理解しやすい表現になっていますか。

## ○指定居宅介護支援の具体的取扱方針（目黒区条例第6号第16条）

### 【福祉用具貸与（特定福祉用具販売）の居宅サービス計画への反映】

居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しているか。

### 【指摘事例】

- ・居宅サービス計画に、特定福祉用具貸与を位置付けているが、利用の妥当性を検討した記録が確認できなかった。
- ・居宅サービス計画に位置付けのある福祉用具について、サービス担当者会議の記録を確認したところ記載がなく、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証しているか、確認できなかった。

- ・福祉用具貸与及び特定福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要がある。
- ・福祉用具貸与又は特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付ける場合においては、（居宅サービス計画書第2表）「生活全般の解決すべき課題」・「サービス内容」等に当該サービスを必要とする理由が明らかになるように記載する。（別葉に記載しても可。）『居宅サービス計画書標準様式及び記載要領』

## ○運営基準減算

### 【契約時の説明】

居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、以下について文書を交付し、説明を行っていない場合。

- ・利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ・利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること
- ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合および前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合《令和3年度追加※》

※サービス利用の割合の説明については、「令和3年度介護報酬改定編」で説明します。

## ○運営基準減算

### 【指摘事例】

- ・ 貴事業所では、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介できるよう求めることができることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定の理由の説明を求めることができることについて、利用者に対して文書を交付して説明をしていなかった。
- ・ 重要事項説明書（契約書）の記載は、利用者の意思に基づいた契約であることを確保するという運営基準の趣旨を反映した表現として適切とは言えない。

指定居宅介護支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行われるものであり、居宅サービス計画は基準第1条の2の基本方針（高齢者自身によるサービスの選択、保健・医療・福祉サービスの総合的、効率的な提供、利用者本位、公正中立等）及び利用者の希望に基づき作成されるものである。このため、指定居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行わなければならない。

【解釈通知 第2 3(2)】

## ○運営基準減算

### 【契約時の説明 イメージ図】

ケアプランに位置付ける事業所ですが、A事業所とB事業所どちらが良いですか。

B事業所にします。

選択を求める

利用者

ケアマネジャー

〇〇さんからも、複数の事業所を紹介してほしいと私（ケアマネ）に依頼できますので遠慮なくおっしゃってください。

それでは、お宅にも併設のデイサービスがあるけど、沢山の事業所の中から私に合う事業所を選んでください。

紹介を求める

利用者

ケアマネジャー

#### 【重要事項説明書等の記載例】

- ・ケアプランに位置付けた理由の説明をいたします。
- ・利用者に複数のサービスの中から選択を求めます。

#### 【重要事項説明書等の記載例】

利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。

利用者の主体的な参加  
30年度制度改正

## ○運営基準減算

### 【モニタリングの実施】

居宅サービス計画作成後、モニタリングに当たっては、次の場合（特段の事情のない限り減算）。

- ・介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合
- ・介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1か月以上継続する場合

### 【指摘事例】

- ・モニタリングの結果の記録が確認できなかった。
- ・特段の理由なく、利用者の居宅を訪問し利用者に面接をしていなかった。

「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。

さらに、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要である。

なお、基準第29条第2項の規定に基づき、モニタリングの結果の記録は、2年間保存しなければならない。【解釈通知 第2 3(8)⑭】



## ○特定事業所集中減算

- 1 ①～⑤に掲げる事項を記載した書類を作成及び保存
  - ①判定期間における居宅サービス計画の総数
  - ②訪問介護サービス等それぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
  - ③訪問介護サービス等それぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
  - ④算定方法で計算した割合
  - ⑤算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由
- 2 前6月間に作成した居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護サービス等各々の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が80%を超えている場合は届出する。。

### 【指摘事例】

- ・算定の結果80%を超えているサービス種別があるにもかかわらず自治体（保険者）への届出が失念されていた。
- ・「特定事業所集中減算に係る届出書」が作成されていなかった。

「特定事業所集中減算に係る届出書」は、每期作成する必要があります。正当な理由があったとしても、紹介率80%を超えている場合は、介護保険課介護保険給付係に届出書を提出すること。

## ○入院時情報連携加算

利用者が病院・診療所に入院するに当たり、利用者に係る必要な情報を提供した場合は、利用者1人につき1か月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、①②のいずれかの加算を算定している場合には、もう一方の加算は算定しない。

### ① 入院時情報連携加算（Ⅰ）

病院・診療所に入院してから3日以内に、その病院・診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供していること。

### ② 入院時情報連携加算（Ⅱ）

病院・診療所に入院してから4日以上7日以内に、その病院・診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供していること。

### 【指摘事例】

- ・利用者が病院に入院してから3日以内に、病院の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供しているか確認できなかった。
- ・入院時情報連携加算Ⅰを算定できるのは入院してから3日以内であり、入院後4日目に情報提供をしているから、入院時情報連携加算Ⅰは算定できない。

## 【参考】

### ○期間の計算

【問】 入院してから3日以内(4日以上)の起算日はいつか？

【答】 起算日は入院日の翌日とします。（目黒区のと扱い）

〈例〉 入院日 10月15日

情報提供日 10月18日（入院時情報連携加算（Ⅰ）算定可）

情報提供日 10月19日（入院時情報連携加算（Ⅱ）算定可）

### ○情報提供の記録

【問】 先方と口頭でのやりとりがない方法（FAXやメール、郵送等）により情報提供を行った場合には、送信等を行ったことが確認できれば入院時情報連携加算の算定は可能か。

【答】 入院先の医療機関とのより確実な連携を確保するため、医療機関とは日頃より密なコミュニケーションを図ることが重要であり、FAX等による情報提供の場合にも、先方が受け取ったことを確認するとともに、確認したことについて居宅サービス計画等に記録しておかなければならない。

30.3.23 事務連絡「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (平成30年3月23日)」

- ・「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の入院日、心身の状況（例えば疾患・病歴、認知症の有無や徘徊等の行動の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴、介護者の介護方法や家族介護者の状況など）及びサービスの利用状況をいう。【平成12老企第36号第3の13(1)】
- ・居宅介護支援費の入院時情報連携加算及び退院・退所加算に係る様式例について【平成21年3月13日付け老振発第0313001号】（資料2-4）

## ○業務管理体制の整備に係る届出

事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、法又は法に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令に掲げる区分に従い、業務管理体制の整備に係る届出を所管庁に対して行っているか。

### 【指摘事例】

- ・業務管理体制の整備に関して、法令遵守責任者の届出がされていない。
- ・業務管理体制の整備に関して、法令遵守責任者が既に退職しているにもかかわらず変更届がされていない。

### ○業務管理体制とは

一部の広域的な介護サービス事業者による悪質かつ組織的な不正事案が発生したことを契機に、不正事案の再発を防止するため介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。

## ○業務管理体制の整備に係る届出

### 【届出内容】

	事業所等数		
	20未満	20以上100未満	100以上
第2号 法令遵守責任者の氏名及び生年月日	○	○	○
第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	×	○	○
第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要	×	×	○

#### ※法令遵守責任者

何らかの資格等を求めるものではないが、介護保険法等の法令に精通している法務担当の責任者を想定。法務担当を設置していない事業者では事業所内で法令遵守を確保できる者を選任。代表者でも可。

【届出先】※東京都の届出窓口は資料2-5を参照。下表は、指定都市及び中核市の記載を省略。

区 分	届出先
①事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
②事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域（注2）に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
③全ての事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業者	都道府県知事
④地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	区市町村長

長時間の視聴お疲れ様でした。  
引き続き法令等を遵守し、利用者サービスの向上にご協力よろしく願いいたします。

視聴後のアンケートの提出をもって集団指導の出席といたします。ご協力お願いいたします。